

場合と異なり報労金を請求することができない。また警察署に引継いでから所定の公告がなされ、この公告期間(2週間)を過ぎてから1年を経過しても遺失者が判明しない場合には、国鉄がその所有権を取得し、駅長が警察署からその還付をうけ、駅から用品庫に納入されて、以後国鉄の財産として正規の処理(換価処分などの)がなされる。(現金は駅で雑収入として処理する)。この場合も一般の場合と異なり、実際に拾得して車掌または駅長に届出た人に所有権は移らない。したがって一般公道などで拾得し直接警察署に届出た場合には、その拾得者は遺失者が判明すれば遺失物法に定める報労金(遺失物の価格の $\frac{5}{100}$ より少なからず、 $\frac{20}{100}$ より多からざる)を遺失者から受けることができるし、また1年を経過しても遺失者が判明しなければその所有権を取得することができるのであるが、国鉄が管守する列車内、駅構内などで拾得した場合には、これらの拾得者としての権利は(拾得者としての義務もともに)一切国鉄にあるので、実際に拾得した人には何等の関係がないということになる。

報労金については、国鉄自体がこれを受けることができないのであるから問題はないとして(公法人でない船車、建造物などの管守者は報労金をうけることができ、この場合には実際に拾得した人とこれを折半分配する)、所有権を国鉄が取得した場合に、実際の拾得者に何の利得もないということは、一般公道などでの拾得の場合に比して、一見矛盾があるように感じられる。

国鉄としては、遺失物の取扱についてはその保管、遺失者の申出による調査ならびに引渡し、警察署への引継、所有権取得後の処理などに相当の労力と経費を費しているし、遺失物法上は、実際の拾得者に対して所有権の取得に伴う義務はないのであるが、遺失物を正しく処理し、社会の公序良俗を保持するという遺失物法の精神を尊重するという趣旨から、国鉄が所有権を取得した場合には、実際の拾得者に対してその価格の半額を贈与することに定めている。

昭和30年度中に国鉄が取扱った遺失物は、現金約12万7千件、1億6,328万円、物品約146万件にのぼっており、このうち遺失者が判明して引渡したものは、現金約1億3,802万円、物品約73万9千件である。(坪谷忠雄)

**いしづつのかいそう 遺失物の回送** 車船内または駅構内等において旅客が遺失した携帯品であって、駅において遺失物として保管中のものを、遺失者の請求によって任意の駅に回送することをいう。回送の請求には、遺失物が手回り品として車船内に持ち込むことのできるもので、かつ手荷物として託送することのできる範囲内のものである場合にかぎり、**遺失物回送運賃**としてつぎの運賃を受受して応ずることとしており、その取扱は駅留小荷物に準じている。

- 1 遺失物が貴重品の場合は、通常小荷物運賃の2倍
- 2 遺失物が貴重品以外のものである場合は通常小荷物運賃(金田政吉)

**いしづみ 石積** 石材を積重ねて建造物を築造すること。土木工事では隧道の畳築、橋台、橋脚、土留壁等に用いられているが、最近ではほとんど土留壁のうち土留石垣にかぎられている。石積は使用する石材、石の積方、および裏コンクリート使用の有無によりつぎのようにわけることができる。

1 使用する石材による分類

- (1) 切石積  
表面を小叩(こたたき)、のみ切、こぶ出等に仕上げた矩形(くけい一長方形)の石を積んだもので、装飾用建造物に用い

られる。

(2) 粗石積

粗角石積ともいい切石積に似ているが、石の形および仕上げ程度が劣っている。

(3) 間知石(けんちいし)積

わが国特有なもので、面の形は方形、六角形等種々あるが、方形が普通であり、古くから石垣に用いられており、土圧に対する抵抗は大きい。

(4) 割石積

くさび形をした前面はほぼ平らな石を積みあげたもので、練積としてもっとも多く用いられている。

(5) 雑石積

天然または破碎石をもちいて積んだもので、高さの低い余り重要でない石垣に用いられている。

(6) 玉石積

1個約12kgの天然の玉石を使って積んだもので、雑石積の一種とも考えられている。

(7) 岩座積

切取岩石や隧道の礮(ずり)の中から面の大きさが10cm以上の質のよい石を選んで積んだもので、小さな石垣または簡単な法尻(のりじり)の押えに用いられている。

2 石の積方(合端[あいば]の組方)による分類

石の積方

石積は合端の組方により布積、谷積および亀甲(きっこう)積にわけられる。布積は高さの低い荷重のかからぬ所に用いられ、谷積は間知石積・割石積の場合に多く使用されている。亀甲積は面が六角形の間知石を用いて積むもので、とくに美観を必要とするような特別の場合に用いられ、亀甲積の一種である六方積(亀甲くずし)は玉石積の場合に用いられる。

3 裏コンクリート使用の有無による分類

裏込めを栗石にするか、コンクリートにするか、または裏込めは栗石とし合端のみモルタルをかませるかにより、空(から)積、練積および合端練積にわけることができる。

(1) 空積

合端を組合わせ栗石(くりいし)で胴飼い(どうがい)、とも飼いを施し、控尻(ひかえじり)には栗石や目つぶし砂利をつめ、十分つき固めながら積む方法である。わが国古来の石垣はすべて空積であり水とおしはよいが、土圧に対する抵抗は弱く、耐久力も少ない。

(2) 練積

合端にはモルタルを、胴の間や控尻にはコンクリートをつめ、石材とコンクリートとが一体となるように造るものである。土圧に対する抵抗は大きく、耐久力も多い。練積の場合、面石(つらいし)はコンクリートの前側型枠(わく)代用と考えられることが多いので、高価な間知石を使うことは少なく、ほとんど安い割石や雑石が使われている。

(3) 合端練積

合端にモルタルをつめるほかは空積と同様にして積むもので、